＜特別養子適格の確認＞　＜特別養子縁組成立＞

１　概要

特別養子縁組は，原則として１５歳未満の養子となる者の福祉のため特に必要があるときに，養子となる者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ，養親となる者との間の，実親子関係に準じる安定した養親子関係を，家庭裁判所が成立させる制度です。養親となる者は，配偶者のある原則として２５歳以上の者で，夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また，離縁は原則として禁止されています。

家庭裁判所は，①実親による養子となる者の養育状況や実親が養子とすることに同意しているかどうか等を判断する特別養子適格の確認の手続と②養親となる者と養子となる者との適合性を判断して特別養子縁組を成立させる特別養子縁組成立の手続という二段階の手続によって特別養子縁組を成立させます。

①特別養子適格の確認と②特別養子縁組成立の各申立ては，児童相談所長が①特別養子適格の確認の申立てを既にしている場合以外は，同時にする必要があります。

児童相談所長が①特別養子適格の確認の申立てを既にしている場合には，その審判確定後６か月以内に②特別養子縁組成立の申立てをする必要があります。

２　申立人(申立てができる人)

　・養親となる者

３　申立先

　・養親となる者の住所地の家庭裁判所となります。

　・養親となる者の住所地が東京都内の場合の申立先は，次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
|  　　（養親となる者の住所地） | 　 （申立先） |
|  東京２３区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村 | 　東京家庭裁判所（本庁） |
|  八丈町，青ヶ島村 | 　東京家庭裁判所八丈島出張所 |
|  大島町，利島村，新島村，神津島村 | 　東京家庭裁判所伊豆大島出張所 |
|  上記以外の市町村（多摩地区） | 　東京家庭裁判所立川支部 |

　　養親となる者の住所地が東京都以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

４　申立てに必要な費用

（１）①特別養子適格の確認の申立て

・収入印紙は必要ありません。

　　・連絡用の郵便切手・・500円×8枚，84円×12枚，10円×10枚

5円×8枚，2円×5枚，1円×5枚　（合計5163円分）

（２）②特別養子縁組成立の申立て

・収入印紙・・養子となる者１人につき800円

　　・連絡用の郵便切手・・500円×4枚，84円×9枚，10円×10枚

5円×8枚，2円×5枚，1円×5枚　（合計2911円分）

５　申立てに必要な書類

（１）①及び②を同時に申し立てる場合

・申立書各１通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

　　・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）各１通

　　（同じ書類は，１通で足ります。）

　　・申立人ら（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書）１通

（２）児童相談所長が特別養子適格の確認の申立てを既にしている場合

・申立書②１通・・【申立書】・【申立書記載例】を参照

・養子となる者及びその父母の戸籍謄本（全部事項証明書）各１通

　　　（同じ書類は，１通で足ります。）

　　・申立人ら（養親となる者）の戸籍謄本（全部事項証明書）１通

・児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の確定証明書１通

（上記審判が確定していない場合は，確定後速やかに提出してください。）

* 事案によっては，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注　家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されてい

ます。